平成２３年（フ）第１１３８号
名古屋市北区五反田町294番地　寿マンション203号
債務者　昌山　正子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３号
福島県二本松市上川崎字池ノ入165番地
債務者　佐藤　富男
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
群馬県みどり市笠懸町鹿4262番地６　グランドパレスＡ１―103
債務者　小倉　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５３号
群馬県桐生市新里町新川2560番地６
債務者　兒玉　　祐
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３０号
千葉県木更津市笹子436番地１
債務者　小野　春美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４３号
千葉県君津市久保１丁目６番６号
債務者　渡邉　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４４号
千葉県君津市久保１丁目６番６号
債務者　渡邉マリエタこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＭＡＲＩＥＴＴＡ　ＰＩＬＰＡ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３０号
山梨県笛吹市春日居町桑戸661番地１
債務者　日野原菊夫
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
山梨県笛吹市春日居町鎮目38番地６　第３恒信ハイツ216号
債務者　江畑　弥生
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
山梨県北杜市長坂町長坂上条2540番地１　村松アパート
債務者　藤原けさみ
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1750番地１　川野住宅４号
債務者　三井　　徹
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
岐阜県関市千疋北２丁目６番10号、申立時の住所岐阜県関市小瀬2774番地10
債務者　庄司　邦夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
大津市水明２丁目23番地３、前住所大津市坂本６丁目６番37号
債務者　稲垣　初子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１１号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄604番地５―104号
債務者　木村紗矢香
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８７号
広島市西区中広町２丁目４番１―302号
債務者　横溝　伸子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９１号
広島市西区都町29番12―301号
債務者　内田令子こと　裴　　令子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
広島県尾道市吉和西元町25番３号
債務者　上原　幸志
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
山口県下関市椋野上町４番30号
債務者　中川　　忍
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係